

香港・先送りされた 完全普選の実施

四月下旬、中国政府は二〇〇八年に任期切れとなる香港特別行政区の行政官と立法会議員の選出方法を改正しない旨決定した。これにより、香港市民の多くが期待していた二〇〇七年以降における香港での普通選挙の実施は更に先送りされることとなった。

香港の憲法に相当する「基本法」の第六八条には「立法会の選出方法は、…最終的には全議員が普通選挙によって選出されることを目標とする」とある。また、行政長官と立法会の選出方法を定めた付属文書には、「…二〇〇七年以降に改正の必要のある場合は、立法会議員の三分の二の多数で可決し…」とある。これらの条文からみる限り、香港市民の多くが、二〇〇七年以降には香港においても普通選挙が実施されると期待するのも無理からぬことである。



立法会の選出方法（選挙枠）に関する現行制度は表のとおりであるが、香港市民の多くが直接接枠の早期拡大を希望してきたにも拘わらず、反中国勢力の拡大を懸念する中央政府は、「循序漸進」（順序を追って漸進する）の姿勢を崩さなかつたのである。直選枠の多寡を

基本法の規定と実際の任期（定員60名）

	職能団体選出	直接選挙	選挙委の選出
第1期2年（1998.7.1～2000.9.30）	30	20	10
第2期4年（2000.10.1～2004.9.30）	30	24	6
第3期4年（2004.10.1～2008.9.30）	30	30	0

めぐる攻防に決着をつけたのが、全人代における「基本法」付属文書に関する「解釈草案」の採択（四月六日）であった。要点は、改正の必要のある場合、誰れがそれを確定し、改正案を提出するかということである。「解釈草案」では、「…改正法案は特別行政区政府が立法会に提出しなければならぬ」旨の判断が下されている。要するに、立法会には「改正を必要とする」ことを確定する権利も、自ら改正案を提出する権利もないということである。

「基本法」には、それが採択された時（九〇年四月）から、同法の最終解釈権が全人代常務委にあり（第一五八条）、立法会には政治制度改正にかかわる法案の提出権のないことも明記されている（第一七四条）。従って、「解釈草案」の採択に呼応して、董建華行政長官が中央政府に「現行維持」を具申しても、それ自体法律に反する行動ではない。

しかし、昨夏の「国家保安法」の提出に次ぐ今回の出来ごとが、香港市民の「一国両制」に対する信頼度を著しく低下させたことは否めない事実である。香港における「一国両制」形骸化の動向は、今後の兩岸関係を展望するうえで重要な視点の一つとなろう。

（小林照直・アジア研究所所長）

アジア研究所だより

※第二十四回公開講座の開催

「揺らぐ伝統—グローバル化の波の中で」をテーマに下記の要領にて公開講座を開催致します。

○日時・六月五日～七月三日、

毎週土曜日、午後二時～四時

○場所・亜細亜大学三号館、三一〇教室

○テーマ・講師

①六月五日、「グローバル経済と伝統的文化」、増田義郎（東京大学名誉教授）

②六月十二日、「アジア的価値観と東南アジアの挑戦」、湯浅博（産経新聞論説委員）

③六月十九日、「ナショナリズムに傾く韓国—グローバルリズムへの反抗」、野副伸一（亜細亜大学アジア研究所教授）

④六月二十六日、「変貌する村の伝統的関係—インドのカーストと農業生産」、柳沢悠（千葉大学法経学部教授）

⑤七月三日、「中国社会の分化と人々の暮らし」、小林照直（亜細亜大学アジア研究所所長）

○受講料・三、〇〇〇円（五回一括）郵便振替でお申し込み下さい。口座番号・亜細亜大学アジア研究所〇〇一〇〇一六一五九七二二

※アジア研究所人事（四月一日付）

○所長の交代・友田錫所長に代わり、小林照直アジア研究所教授が新所長に就任。

○専任教員を迎える 西澤正樹アジア研究所助教教授（現代アジアとキャリアデザイン担当）。

○専任教員を迎える 西澤正樹アジア研究所助教教授（現代アジアとキャリアデザイン担当）。